(三)　平成三一年八月分の児童扶養手当の額が、同年一一月分の児童扶養手当の額に相当する額未満であること。

10　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一一八号）（厚生労働省）

一　介護保険法施行令の一部改正関係

所得の低い第一号被保険者の保険料について、減額賦課をする場合に減じる割合を定めることとした。（第三八条及び第三九条関係）

二　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

市町村が所得の低い第一号被保険者の保険料を減額賦課する場合に一般会計から特別会計に繰り入れる額等を定めることとした。（第三条の二関係）

三　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一一九号）（厚生労働省）

1　平成三一年四月以降の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額を改定することとした。（本則関係）

2　平成三一年三月以前の月分の特別障害給付金について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第一二〇号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係

平成三一年度における国民年金の保険料の追納に関する加算率を改定することとした。（第一〇条関係）

二　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

平成三一年度における国民年金法による特別一時金等の額を改定することとした。（第五二条、第九四条、第一一七条及び第一三六条関係）

三　国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正関係

平成三一年度における国民年金法に規定する改定率及び保険料改定率、厚生年金保険法に規定する再評価率並びに国民年金法等の一部を改正する法律に規定する従前額改定率の改定等をすることとした。（第一条～第六条関係）

四　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正関係

平成三一年度に支払われる時効特例給付に係る保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の額の計算に用いる加算率を改定することとした。（第二条、第四条及び附則第二条第二項関係）

五　関係政令の一部改正関係

関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

六　所要の経過措置を規定することとした。（附則第二条～第六条関係）

七　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一二一号）（総務省）

1　平成三一年度における恩給改定率を〇・九八三とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇平成三十年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一二二号）（財務省）

1　平成三十年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二八年政令第一三〇号）について、平成三一年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成三十年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一二三号）（総務省）

1　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二三年政令第一五一号）について、物価変動率による改定規定を適用する場合に係る平成三一年度における地方議会議員の年金の額等を改定することとした。（第一条関係）

2　平成三〇年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二八年政令第一三二号）について、平成三一年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定を行うこととした。（第二条関係）

3　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一二四号）（農林水産省）

1　生産森林組合が株式会社等に組織変更を行った場合における当該組織変更後の法人について、特例業務負担金を納付する法人として農林水産大臣が指定できることとした。（第五条第二項関係）

2　平成三一年度における特例退職共済年金等の額の算定に用いる再評価率等に関する特例を定めることとした。（第七条の二関係）

3　平成三一年四月から平成三二年三月までの間における特例退職共済年金等の額の算定に用いる率を〇・九六九等とすることとした。（第八条の二関係）

4　その他所要の改正を行うこととした。

5　平成三〇年四月から平成三一年三月までの月分の特例退職共済年金等の額の算定等については、なお従前の例によることとした。（附則第二項及び第三項関係）

6　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一二五号）（厚生労働省）

1　障害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る平成三一年度における改定率を、〇・九八三とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。